

一ノ二、笠置寺縁起

出典 ①笠置寺所蔵の天文七年書写を原本とした。
②「小野随心院所蔵の文献・凶像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその展開」に所収の天文七年写「笠置寺縁起」（翻刻・校訂 平成十九年三月、大阪大学文学部中山一麿氏）も参考にした。

解説 現存する笠置寺縁起の日付は天文七年（一五三八年）となっているが、その完成は本文中の記事内容から文明十四年である。

元弘元年（一三三二年）の役で笠置寺は全山焼失の戦禍を被り、寺院としての活動はその時より百数十年にわたって衰退に向かっていた。文明年間、当時笠置寺住侶であった貞盛が本堂再建を発願、再興勸進状作成のために笠置寺縁起を編纂したものと思われる。

冒頭の弥勒像彫頭の記事は同内容、ほぼ同文が鎌倉時代の十卷本伊呂波字類抄や阿婆縛抄に出ているのでこれらを参考にしたのか、あるいはこれらの原本となる笠置寺縁起がどこかに残っていたのであろう。

草創後の編年体風の記事は鎌倉時代住侶の宗性の著作などに残っている。

ポリュームの大きい元弘の役の記事は太平記をほぼそのまま写しているが、笠置寺をめぐる独自の記事もみられる。

原文

笠置寺縁起

第三十九代天智天皇亦号_ニ田原天皇_ト（注一）、治十年而三年三月四日百濟国普光王入_レ朝居_ニ住_ス難波津_ニ（注二）、五年_{丙寅}正月大_唐沙門智由貢_ス指南車_ニ（注三）（注四）、六年三月二日天皇寢_{シテ}大津宮一夜半_ニ見_ニ法師来_ヲ（注五）、十年_{辛未}天子才覚拔_一萃、殊_ニ好_ニ文筆詩賦_ヲ興_レ始_テ自_リ此_ノ時_ニ（注六）、兼_テ好_ニ遊獵_ヲ一殺_ニ害_ス猪鹿_ヲ、列卒周迴_シ籠_レ山_ヲ、絡_レ野_ヲ、曜_シ威_ヲ而構_フ武事_ヲ、命_{シテ}荊州_ニ、使_レ起_レ鳥、詔_ニ梁野_ニ而駟_レ獸、於是皇_子乘_{シテ}飛雲之馬_ニ、備_ヘ法_一駕_ヲ、率_{ヒテ}群臣_ヲ、從_リ山_ニ城_ニ通_レ綺_{（騎か）}、漸_ク踏_ム鹿鷲山_ノ之峯_ヲ、群師田_一獵_馳散_テ各_ノ隨_ニ羸_ニ、皇子就_テ鹿_ノ走_リ馳_一行_ル駿馬_一、控_レ弓_ヲ向_テ東_ニ、到_ニ臨高岸_ニ鹿_一先_ツ失_{シテ}足_ヲ而倒_レ急_ニ、抛_テ弓_ヲ矢_ヲ、雖_{トモ}引_ト手_一繩_ヲ敢_テ不_レ留_{。至}嶺_ニ巖_之透_出、馬_一馳_余足_ヲ四_一蹄_聚、一_一処_ニ、直_ニ下_ル十_丈許_也、眼_一眩_転而_レ不_レ見_ス溪_一底_ニ、驚_擬還_レ馬_ヲ、無_ニ足_ノ之_所踏_ム欲_{スル}進_ト轡_ヲ、如_ニ壁_ノ之_聳立_ル、神_一驟_情騷_{、將}與_レ馬_ト共_ニ死_ト一矣、恍_然而_レ如_ク夢_ノ、喟_然而_レ歎_{シテ}曰_ク山_一神_鬼魅_ニ、若_シ扶_ケ吾_命者_ハ、於_テ此_ノ巖_畔奉_トセリ刻_ニ弥_一勒_尊、俄_ニ立_ツ願_ヲ、須_一臾_ニ如_シ有_カ冥_助、馬_促四_一足_ヲ指_テ後_ヲ而退_キ還_ル、竟_ニ開_テ眉_ヲ届_ル路_一地_ニ、集_ニ会_{シテ}群_一臣_一、皇子流_シ淚_ヲ委_ク語_{ラク}侍_一臣_ニ、脱_テ所

ノ服之藺笠ヲ一、置クニ後一日ノ指南ニ一、経テニ一両一日ヲ一尋ニ至置クレ笠処ニ一、自
山ノ巔一漸ク下テ 繞リニ経テ巖一腰ヲ一、終ニ届ルニ麓ノ砌ニ一、向 上ニ者眼速ヒニ雲路ニ一、
心一情思一、念、擬ス下 擘テニ山腹ヲ一像ヲ于鑄ト 中其面ニ上、溪一谷不レ貪ニレ響ヲ、誓一、念暗ニ
通ス、天一人助レ之、刻ニ彫ス急ニ一、成テニ黒一雲ヲ一覆テレ山ヲ、宛モ如シニ子夜ノ一、暗中
ニ有レ声、小一石奔リ散ス、造一像既ニ畢ヌ、雲一去リ霞一晴ル、爰ニ皇子仰一瞻ルニ石一像ヲ一、
慈一氏之尊一容目前ニ新シ、伏テ礼シニ化一人之靈像ヲ一、合レ掌向テレ仏ニ曰ス、昔一西一梵
天皇ハ得良匠ヲ于切利天ニ一(注七)、今東陽谷ノ朕ハ詔フニ鉄一鑿乎知一足天ニ一 凡ソ末一
代希奇ノ之特尊ナリ也、一天四海之兆一民專ラ加フニ恭一敬ヲ一、然則纔ニ運レ歩ヲ之輩ラハ
殖ヘニ往生都卒(注八)之種ヲ一也、偶マ礼ニ慈一顔ヲ一之族ラハ、結フニ龍華成道之菓ヲ一
(果か)(注九)也、同ク為三令結ニ来縁ヲ一、粗裁ニ贈一遐一邇ニ一而已

注一、田原天皇と称されるのは天智天皇の皇子である施基皇子である。この皇子はその山陵の地によ
り田原天皇と称された。万葉を代表する歌人の一人に数えられ、「石(いは)ばしる垂水(たるみ)
の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも(万八一四一八)」の歌は有名。

注二、天智天皇三年(六六四)三月、百済王善光王等を以て、難波に居らしむ(日本書紀卷第二十七)。
善光は百済滅亡時の国王義慈の王子、あるいは弟か。舒明天皇三年(六三一年)に日本に人質と
して送られ、白村江の戦いの際は日本に留められた。天武天皇死亡の頃は百済国王に準じる待遇
を与えられていたようである。

注三、倭漢沙門智由、指南車を献る(日本書紀、卷第二七)
指南車 天智五年丙寅正月大唐智由貢レ之(濫觴抄上、卷第四六五)。

注四、この縁起で百済国善光王や智由を冒頭に記した意味は何処にあるか。おそらく笠置寺の草創が当
時の朝鮮半島と関係が深かったことを暗示したかったのではないだろうか。

注五、天智天皇が大津宮にいる時、寺を建てる願いを持ち、その建立の場所を示し給えと祈念したとこ
ろ、その夜の夢に僧が来てその場所を示した。天皇は翌年の正月に寺(志賀寺)を建立し丈六の
弥勒像を安置した(今昔物語卷第十一)。

注六、皇子の固有名詞はないが、大友皇子は「皇子博学多通、文武の材幹あり。(中略)太子天性明悟、
雅より博古を愛ます。言に出せば論と為る(懐風藻)」と大友皇子はわが国最初の漢詩人として著
名である。

但し仁寿鏡(統群書類従)には天武天皇の皇子である大津皇子が「始めて詩賦を作る」とあり、
本朝皇胤紹運録(同)は大津皇子が「始めて詩賦を作る。笠置寺本願」とある。これをうけたの
か、雍州府誌は笠置山で危難に遭ったのは大津皇子とする。

しかし大友皇子は大津皇子より先に詩作しており、江村北海の日本詩史卷之一に「史に称す。
詩賦の興る、大津王より始まると。紀淑望も亦た曰く、皇子大津始めて詩賦を作ると。而れども
其の実は大友皇子を始めと為し、河島王・大津王之に次ぐ。(中略)河島王、五言八句の詩あり。
大津王は兼ねて七言を作る。才皆な大友に及ばず」とある(日本漢文学大事典、明治書院)。

注七、欲界の六天のうちの第二天。ここには帝釈天が住む。

注八、都卒天、あるいは兜卒天のこと。欲界の六天のうちの第四天。ここは将来仏となるべき菩薩が住んでいて釈尊もかつてここで修行し、現在弥勒菩薩がここで説法していると説かれる。

観史多天とも 知足天ともいう。

注九、釈尊滅後五十六億七千万年後弥勒如来がこの世に出て龍華樹のもとで悟りを得て人々を救済するという信仰。

一温当寺開山者、発天武之叡願、所草創也

白鳳十一年^{辛未}（注二）御建立云々、天智天皇治十年^{辛未}同之

注一、白鳳元年をいつとみるか説が分かれる。白鳳元年を天智元年とすれば六七二年、天武元年とすれば六八二年、白雉が献上された天武二年を白雉元年とし、白雉と白鳳を同一とすれば六八三年となる。なお干支の辛未は天智一〇年、六七一年である。

一本尊者観史多天之教主（注一）、化人（注二）刻彫之石像（注三）也

注一、観史多天は兜卒天に同じ。その教主は弥勒菩薩である。

注二、仏菩薩が仮に人の姿になったもの。

注三、元弘の役でその姿は失われたが、今もなお、笠置寺本堂横の巨石にその後背を残す。

一山者非此土之地、耆闍崛山之靈峯欠落来現、補処弥勒慈尊胎藏界之峯也

注一、靈鷲山と漢訳される。中インド・マガダ国の首都。王舎城の北東にあり、釈尊が説法した地として有名な靈山。山頂付近に鷲の形に似た岩があることからその名が付けられたともいう。

注二、補処とは仏の処を補う意で、前の仏が既に亡くなった後に仏となってその処を補うこと。釈尊に次いで成仏する菩薩は弥勒菩薩である。

注三、密教では宇宙のすべてが大日如来のあらわれであるとし、その智徳をあらわす面を金剛界、理性をあらわす面を胎藏界とする。胎藏界を図示する曼荼羅では大日如来を取り囲む八つの仏達のうちに弥勒菩薩が描かれる。

一役優婆塞（注一）、白鳳十二年^{壬申}卯月廿四日登当山詣千手窟（注二）、則北峯一代之峯（注三）始行給者也、山城国光明山寺（注四）為一之宿、当山弥勒之岡、一代之頂上為秘処、終届大和国泊瀬之靈峯者也（注五）

注一、役の小角のこと。七世紀から八世紀の間、大和の葛城山にいた呪術師。修験道が発展するにつれ、役の行者（小角）はその一代祖師として崇拝されるようになった。各地の靈山に役の行者

の伝説が残されている。

注二、ここに役優婆塞は金剛山の行者なり。去る白鳳十二年の夏四月廿二日を以て、始めてこの峯に攀登し修行す（一代峯縁起）。

注三、一代之峯とは笠置山のこと。諸山縁起中の一代峯縁起には「大倭国の東北の標を以て高山あり。名を一代峯と曰ふ」と。また別のところにも「一代笠置峯」とある。

注四、京都府木津川市山城町（旧棚倉村）綺田にその廃寺跡が残る。平安時代前期に開かれたといわれるが明確でない。「蟹の恩返し」で有名な蟹満寺は、平安後期光明山寺に属していたといわれる。

注五、この部分は一代峯縁起を引用、参考としている。

一 聖武皇帝、為東大寺大仏殿御建立、自伊賀国欲下材木、泉川之河上、当山之麓、大岩山河之面四

丁余覆塞而河流通岩下、船筏通无由、仍朝議煩之、于時良弁僧正（注一）奉宣旨、籠笠置寺千手窟（注二）、行千手秘法、雷神下而摧破彼巖山、流河水之滯、船筏之通無煩云々、東大寺之縁起第三卷二同記之彼雷神者善達龍王現小龍之身、從彼窟之龍穴出現而千手堂正面之左辺之柱為便登天、降大雨成洪水、即時此岩山崩流而大仏殿之材料、河上無障下者也、為末代之驗、柱一本龍神抑留給、其柱彼巖山之跡之河洌于今在之

私云此柱者 聖武天皇之御代ヨリ今至文明十四年雖経七百四十余廻敢無令朽損末代猶口

注一、良弁（六八九〜七七三年）。聖武天皇の大仏造頭に尽力して大仏開眼当時東大寺別当となった。

注二、笠置寺本堂下にある金剛界石と胎藏界石の両巨石の間の洞窟。

注三、元応二年（一一三〇年）には編纂されていた東大寺縁起（統群書類従釈家部）に「於伊賀国杣

山所採之材料、依無水便不能運送、然間良弁僧正於笠置寺千手岩屋修千手法、新羅之時雷神鳴

下、

蹴辟□□石河流道開、材木易下泉河原上是也」とある。

注四、このことから、笠置寺縁起は文明十四年（一四八二年）に編纂されたものと判明する。

注五、正保版笠置寺縁起ではこの割り注はつぎの通りとなっている。

私云此柱者 聖武天皇之御代ヨリ今至文明十四年雖経七百四十余廻敢無令朽損末代如此奇特也。

一 第四十六代孝謙天皇、天平勝宝三年^{辛卯}十月、実忠和尚（注一）、自笠置寺之龍穴入而過北方江一里余、則都率之内院（注二）也、四十九院摩尼宝殿（注三）一々巡礼之、其内諸天殊集会而勤修十一面之悔過（注四）之处在之、号常念観音院、和尚拜聖衆之行法、模此行於人中可勤行之由伺、聖衆則告曰、此所一昼夜当人間四百歳、然者、行法軌則巍々不懈千反之行道（注五）、於人中短促之所更難修、亦不令坐生身観自在尊者何輒可修乎云々、和尚重白言、千反之行道者急走而修之致誠、令勸請者生身何無降臨乎云々、則天衆共議而許伝之等云々東大寺之縁起第八卷同被記之

仍天平勝宝四年^{壬辰}正月一日、於当寺正月堂、二七昼夜六時之行法始被行之、生身之十一面観自在尊乘花皿而降臨給、則彼正月堂者、実忠和尚之本願御建立云々、亦同四年^{壬辰}二月一日、

於東大寺二月堂、始而行二七昼夜六時之行法等云々（注六）、共以実忠和尚之本願也、彼修正于今不絶（注七）、利生弥新而奇特猶盛者也

私云 実忠和尚者良弁僧正之御弟子云々

注一、実忠（七二六）没年不詳）良弁に師事し東大寺の修理、造営面を一手に引き受け、上座、知事などの要職を歴任。

注二、兜卒天は欲界の六天のうちの第四天。七宝の宮殿に内院、外院の二院あり。内院には弥勒が住み、外院は眷属の天人衆の遊樂の場所といわれる。

注三、兜卒の内院にはその四方に十二宮があり、これに中央の大摩尼宝殿（弥勒の説法院）を加えて四十九院となる。

注四、己が罪を懺悔し、罪報を免れることを求めるために、薬師や観音などを本尊として一定の作法によって行う儀式。

注五、法会するとき、衆僧が列を組んで読経、散華を行いながら仏堂の周囲を右回りに巡り歩くこと。

注六、東大寺縁起（統群書類従）に「竊索院、又号二月堂、実忠和尚現身詣都卒内院巡礼四十九院、其中詣常念観音院、院聴分十一面観音之業法、博受彼行法、為弘通人間行口撰津国難波浦、向補陀落山焼香備花、勸請生身観音建立当伽藍」。

注七、これが二月堂お水取りのはじまりである。

一第五十代桓武天皇御宇、延暦十三年甲戌、南都之先徳達登当山、始而被行法華八講（注一）云々。当寺之法花八講者日本第三伝之八講也、法華八講之事、最初延暦二年[※]岩瀧山（注二）於勤操僧正（注三）始而行給、次於天地院（注四）被行之、第三番於笠置寺被執行之者也（注五）

注一、法華経八巻を八座に分けて一卷ずつ講讀する法会。延暦一五年（七九一年）に岩瀧寺で行われた（元亨釈書）のをはじめ、宮中、幕府、各寺院で主として回忌供養として行われた例が多い。

注二、岩瀧寺、大安寺の勤操（こんぞう）が創建したと伝えられる。高円山（たかまどのやま）の腹に位置する白毫寺が岩瀧寺の一院だとも云われている。

注三、三論宗の僧。八一三年の宮中最勝講では法相宗の僧を論破して三論の宗勢を伸長させた。最澄や空海とも親好があった。元亨釈書によれば、勤操による法華八講は延暦一五年とされる。

注四、東大寺の東方、三笠山に続く山中に所在した寺院。和銅年間（七〇八から一五年）に行基によって創建された。良弁や等定などの高僧が法灯を伝える東大寺の有力な一院であった。

注五、笠置寺二季八講料舞装束勸進状（宗性、弥勒如来感応抄に所収）に「右一乘八講其来尚矣。源起^二和州岩瀧勤操僧正之居塵^一。至^三山城笠置慈尊靈応之地^一。延暦以来四百餘廻。世号^レ之日本国第三伝矣」とある。

一第五十二代嵯峨天皇御宇、弘仁年中、弘法大師空海、当寺於虚空藏之宝前（注一）、求聞持法（注二）修之給、新明星彼石像指光給（注三）、則光跡石陷今在之、明星末代光指給、嚴重之奇瑞也

御帰朝以
後ト云々

注一、江戸時代以降の名所案内では空海が求聞持法を修して虚空藏菩薩像を彫刻したとするが、この縁起を精読すれば空海来山当時、既に像が彫刻されていたことが明らかである。

注二、虚空藏菩薩を本尊として修する行法で、頭腦を明快にし記憶力を増大するものとされ、空海も勤操から入唐前に授かって修したこと、三教指帰や元亨釈書に記される。

注三、求聞持法が成就したとき、明星があらわれるという。法輪寺縁起に、道昌が求聞持法を修したところ、電光のような光炎が輝き、明星天子が顕れ道昌の袖に虚空藏菩薩の姿が縫いつけたように浮かび上がったという。

一第六十代醍醐天皇御宇、延喜八年^{戊辰}八月十二日、金峯山（注一）之沙門道賢日藏上人（注二）、登当山千手之窟、五七日参籠給、其間三部秘法之曼陀羅十二時令勤行、爰化人告曰、此山有池、方四十里、池之中七宝満、其池上弥勒御座、則兜率内院云々、道賢得彼告、弥発信心致誠祈請、入彼窟詣兜率天、剥骨皮三部大宝之曼陀羅書写、龍穴之左辺納之、昔役行者、如法経二部書給而奉納窟之石中、今亦道賢如法経書写（注三）、而彼靈窟之左辺令奉納処、新得天人之供養、種々奇特不逞具記、其後一代之峯令中絶、再開而修行、役優婆塞之昔者、光明山雖行始、奉聖武皇帝之勅依祈請、良弁僧正彼巖山崩流、此峯令中絶、依之当时者、自笠置山至泊瀬峯

私云五月晦日以当山之念式トシテ、其ヨリ一
代峰分入、六月十八日長谷寺蓮華会行出者也

注一、奈良、吉野から大峰山脈山上ケ岳に至る連峰の総称。

注二、日藏上人、道賢。伝説的人物。扶桑略記には日藏が延暦一六年（九一六年）に金峯山に分け入り修行した。天慶四年（九四一年）靈魂が体から離脱し、菅原道真の霊に合い、また醍醐天皇にもあつて伝言を頼まれたという。道賢が千手窟から兜卒天に入つて修行し、役の行者にも出会つたことは一代峯縁起に記載がある。

注三、一定の規則にしたがつて経文を書写すること。特に法華経を写すことをいう。

一当寺鎮守護法天童（注二）者、大和国金峯山椿本大明神、依日藏上人之勸請、永此山跡垂（注三）御座、延喜八年日藏上人、千手之窟兜率天詣給時、山神告曰、吾山者未護法信、早可奉請新告得、道賢急金峯山還、詣金剛藏王（注三）祈請、藏王示曰、是丑寅方十六町行大木、其木本宗石、請護法可奉崇、彼告任此大木本尋至、誠石光明放、道賢弥信心発、同其本地（注四）知、祈請時空中声有告曰

（一行空白）

其時涙流信心□□成（原本破損、正保版では「銘^{シテ}肝成^メ礼」とある）則彼光明石箱納、笠置寺令勸請、奉仰鎮守者也、爾来威験日新而悪魔降伏之擁護尤勝、感応月盛而寿福増長之

願望普満、山上山下之護持者、遙到慈尊（注五）之出世、仏法僧法之繁昌者、永及龍華（注六）之成道鎮守給、靈驗無双之明神御座者也

注一、少年の姿をして現れる仏法守護の神。

注二、仏が衆生済度のために仮の姿をとって現れること。

注三、蔵王権現、修験道の本尊。役行者が金峯山にて修行中にその姿を感得したといわれる

注四、垂跡身に対する本源たる仏、菩薩。

注五、弥勒菩薩の異称。弥勒はマイトレイヤの写音。マイトレイヤは「情け深い」とか「慈しみのある」という意。ここから慈尊の名がでた。

注六、龍華会のこと。釈迦が涅槃に入つて五十六億七千万年後、現在兜卒天にいる弥勒菩薩がこの世に下生して、龍華樹下で説法するという会座。三回にわたつて行うので龍華三会・弥勒三会ともいふ。笠置寺のキーワードである。

一第六十代醍醐天皇延喜年中、当寺御臨幸云々、仍当庄（注一）惣社者、是菅丞相（注二）彼臨幸扈從之時、此砌御覽而發誓願云、未來属此地可利含識云、答生前之御願、遂垂此地跡給、天満大自在天神号来栖宮、山上山下擁護之靈社御座者也

本地法身之宮内、三身（注三）万徳光明而照鑑苦海妄染之迷闇、垂迹応化之籬前、済生利物惠新、而成就三世所求之願望^給、威徳自在尊神御座者也、依右因縁、来栖宮神役別当勤主也

注一、正保版笠置寺縁起では「当寺」とある。この方が意味が良く通じる。

注二、菅原道真のこと。

注三、三種の仏身。法身は真如のさとりそのもの、報身は菩薩が願と行に報われて得るもの、応身は衆生を導くために相手に応じて現れる仏の身体。

一第八十代高倉院安元年中、後白河大上法皇忝依叡信、当寺臨幸成、礼石像聖容令結龍華之妙縁^給、仍一乘不断之読誦、為御勅願被始行之

一二季之法華八講再興之御願、春季者後白河法皇御勅願、秋季者鎌倉右大将家御願也

一長日仁王講（注一）者、御堂関白家当寺御参詣（注二）之時、為御願被始行者也

注一、仁王講は天下太平、鎮護国家を祈願するために仁王経を講讀する法会。この時から約五〇年後の永承七年（一〇五二年）には末法の世となるという思想が当時広まっております、仁王講はこの末法の世に有用だと考えられていた。今昔物語巻第四の第二に「末世の衆生の為には仁王講尤も要頂の善根となむ伝へたるにや」とある。

注二、御堂関白藤原道長は寛弘四年（一〇〇七年）六月八日から九日にかけて笠置寺に参詣した（御堂関白記）。道長は強烈な浄土信仰を有していて、弥陀の浄土とともに弥勒下生の現出を刻した弥勒石仏に参詣したのである。

一 不断法華料所寄進（空 白） 散位源弘（注一）

田島拾町老段佰捌拾歩、地利笠置寺不断法華供料、末代無相違不可有退転之由、寿永元年^{壬寅}十月十八日被成下庁御下文者也

注一、源弘（八二二から八六三年）。嵯峨天皇の皇子。大納言従三位で薨じた。なお散位とは官職を有しない有位をいう。

一 第八十一代安徳天皇寿永元年^{壬寅}、侍従公貞慶（注二）、御年^{二十八才}、南都菩提院方笠置寺御隠居云々、小納言入道信西御孫、御親父貞憲郷^{桜町中納言重憲御舍弟也}、般若台院建立御本願也

後鳥羽院勅宣、解脱上人貞慶、当寺上人号依為勅任則笠置上人申也

般若台院六角堂御造立（注二）、御年四十才、建久五年^{甲寅}八月三日卯辛上棟也、彼堂供養之前日伊勢太神宮御参詣之処、親於内宮神前、忝御神御姿御感得云々、則六角堂内陣御厨子御奉納也、尊者釈迦牟尼如来、春日大明神御本地、彼御厨子六面、大般若経各百卷宛^{紺紙金泥} 十二本扉 四聖八天図絵之

南向正面扉 四梵天王 東天帝釋

乾扉 法涌菩薩 多聞天 広目天

良扉 玄奘三蔵

坤扉 增長天 阿羅尊者

北後門扉 西沙佐羅龍王 東閻魔王

巽扉 常啼菩薩 持国天

依為神道之秘密、彼御厨子者被付勅符、然間輒開帳無之、内陣之出入、絹綿絶紙覆面紙鞆無言也、上人彼堂供養之御時、雖惡魔競望、依神明御託、早令覺之給間、魔障即時退散畢、則御供養成就云々、

其後建久年中之比、上人角堂御行法之時、一人之俱生神出現、貞慶汝是何者哉、俱生神答云、自閻魔宮経衆招請之御使也、其時既六角堂正面右辺之庭上地破而入閻魔宮給、御結願之後、御母儀之幽魂御対面（面か）、色々御物語共、霊相雖数多、別記注之間不能具記之建久七年^{丙辰}、発当寺興行之大願（注三）、載子細於勸進帳、請助成於諸檀那、于時八条院（注四）、御随喜之余、伊勢国蘇原（注五）之御厨地頭職、被附于当寺者也

注一、貞慶は藤原信西を祖父とし権右中弁貞憲を父とする。法然の新仏教に対抗し、また当時墮落していた南都仏教の改革を目ざし、南都から遠からず近からず、適当な距離をおくべく笠置山に入山した。笠置寺は貞慶の手によって堂塔の整備、法会の紹隆が大きく進んだ。

注二、貞慶は大般若経六百卷の書写を発願して十年かけて建久三年に完成。その一年後笠置寺に入った。そしてこの教典を納める黒漆六角経台一基を造り、さらにこれを納置する六角三間の精舎を建立した（貞慶による笠置寺般若台供養願文）。般若台は笠置寺本坊の南方、約百五十メートルの高台にある。

注三、笠置寺における日本第三伝の法華八講も当時衰微に向かつており、貞慶はこれの紹隆を願い勸進を行った（沙門貞慶笠置寺法華八講勸進状）。

注四、暲子内親王(一一三七から一二二一年)のこと。鳥羽天皇の第五皇女。応保元年(一一六一年)に院号八条院を賜う。父の鳥羽天皇から譲与された所領の他、母美福門院の遺領も合わせて莫大な所領を有し、これを背景に大きな勢力を有していた。

注五、三重県松阪市三雲町にあり。安元二年(一一七六年)の八条院領目録に「伊勢国蘇原」とみえる。

一第八十二代後鳥羽院勅宣、寺領四至之内、山水之間漁獵之事、永可停止之由、被成下院
序御下文畢

東限 野野目河 西限 小倉河中仏石
四至 南限 阿多恵谷 北限 勝示河原

注一、現在布目川と称し、笠置寺東方を流れ下り、木津川に入る。

注二、現在の白砂川。仏石は所在不明。

注三、笠置寺を南下して小川を渡った柳生の入り口にあたやの地藏がある。

注四、笠置山北麓の木津川の河原だろう。

一第八十三代土御門院勅宣、当庄一円寺進退(自由に支配すること)、守護不入之旨、被成下
院序御下文畢

一解脱上人、元久元年^{甲子}十一月十七日、当寺於本堂、龍華会御始行、彼願文

笠置寺龍華会願文

原夫笠置寺者、古先帝代ノ所ナリニ草創ノ一也。其ノ化人刻彫之像、慈尊感応之徳、举レ世知識、不_レ須_クニ復_タ説_ク。然則一_ヒ踏_ニ此地_ラ之人_ハ、猶_シ期_ニ内院之月_ラ、常住我山之侶、誰カ隔_ニ下生之春_ラ、但_シ発_ト心之道、苟_{クモ}有_リニ弘誓利物之門_ニ、不_レ如_ニ兼_テ濟_ニ、仍_テ広博高大之殿堂、令_メ三人加_ニ財力_ヲ、花幢綵幡之莊嚴、令_レ物結_ニ善縁_ヲ、莫大之功不_レ図_{シテ}而成、左_ニ排_テ経蔵_ヲ、以_テ納_メ一代聖教_ヲ、右_ニ峙_テ塔婆_ヲ、以_テ安_ニ数粒之舍利_ヲ、手_ニ捧_ニ其_ノ経卷_ヲ、首_ニ戴_クニ彼_ノ仏骨_ヲ、安座進_ム宝殿_ニ、互_ニ作_スニ歩鶏頭城ノ之想_ヲ、竭_テ渴_カ一_ハ仰_{シテ}瞻_ルニ石像_ヲ、皆_ナ有_リレ詣_{スル}ニ龍華樹ノ之喜_ニ、香花伎楽ノ之供、啓白咒願_ノ之詞、一々法式、予_ニ擬_{シテ}当_ニ来_ヲ、号_ニ之_ニ龍華会_ト、永_ク伝_フニ馬_ノ台風盖_ヲ、令_メ下_ニ結縁之人_ヲ一_ハ知_レ得_レ脱_レ之期_ヲ、所以者何_ソ、如_クニ世尊記_ノ、我今弟子付_テニ弥勒_ノ龍_ノ花_ノ会_中ニ、得_ニ解_レ脱_ノ時_ヲ、不_スレ_レ扱_ニ像_ノ法_ノ末_ノ法_、幸_ニ遇_フ一代ノ之化人、不_レ嫌_ニ有_レ戒無_レ戒_ヲ、苟_{クモ}列_ニ四_ノ部_ノ之數_ニ、仏_ノ語_不レ_レ誤、我願_ハ何_ソ疑_シ、于時_ニ慈尊_ノ告_レ衆_可ニ曰_ク、汝_ノ等_者知_ヤ否_ヤ、過_レ去_レ久_レ遠_有ニ仏_ノ出世_ニ、号_テ曰_クニ釈迦_ノ牟尼_ト、則_チ是_レ我_ノ等_本師_、值_ニ彼_ノ遺法_ニ、崇_ムニ吾_ノ力_ノ形像_、殊_ニ設_クニ無_レ遮_レ会_ノ普_ノ勸_ヲ、有_レ縁_人、当_ニ今_ノ日_ノ之_ニ大衆_、即_チ皆_レ往_昔ノ善友、当_ニ来_世々_亦復_レ如_レ是、付_レ属_有レ_レ寄。我深_ニ加_レ被_、芳縁_無レ_レ朽、今既_ニ来_レ会、告_ケ已_テ遂_ニ説_ニ微妙_ノ法_門ヲ、聞_ナラ_ク已_レ速_ニ解_ニ無_レ生_ノ之理_ヲ、設_イ住_ニ他_方之_ニ仏_土ニ、乘_通而_レ飛_来シ、設_イ流_ニ惡趣_ノ之苦_一域_ニ、応_ニ期_ニ而_レ得_レ脱_呪ヲ、以_ニ別_願ヲ_本ト_ス、從_リニ仏_ノ後_、嗚呼_ニ匪_石ノ之誠、與_ニ石_ノ像_一共_ニ、

峙^テニ塵沙ノ之徳^ヲ一、遍ク沙界無盡^{ニシテ}、唯^タ願^ハ三一宝先果一事、伏^テ乞^ミ冥^ノ衆永^ク護^ニ我山^ヲ
一矣、敬白

元久元年十一月十七日

沙門貞慶等敬白

一第八十四代順徳院（注二）、建保三年^{亥乙}九月四日、去鳥羽禪定法皇勅定、任^テ下^ニ文^ノ之^ノ面、四
隣之郷民等於当寺領内者不可企^テ獵^シ鮫^ノ捕^ル之旨、被^テ成^テ下^ニ院^ノ御^ノ下^ニ文^ノ者也、自爾以降、近隣之
四從等則止殺生畢

注一、順徳院（一一九七〜一二四二年）後鳥羽上皇の第三皇子。承久の乱により佐渡に流され、在島
二十一年にして配所に崩じた。

一第九十八代 後醍醐天皇 当寺臨幸之事（注一）

注一、以下太平記の記述とほぼ一致する所が多い。笠置寺縁起にある独自の記述内容については太字で表現した。

なお読みやすいように適宜改行し、句読点を付し、「」を付した。

（ ）内は注書きである。

注二、以下本文に注を入れた。

元弘元年^{辛未}八月廿四日の夜、六波羅より主上をとりたてまつるへきにて、戌の剋より子の剋にいたるまで武家内裏を警固し奉る処に、主上忍て内裏を御出ある。御馬にめさる。一の宮（注一）おなしく御馬にめさる。

同廿五日に南都東大寺東南院へ行幸成る。一の宮も御幸なり。東南院殿の山道撰嶺院、皇居と被成畢。今夕東大寺の衆徒蜂起て主上を合力し奉へきのよし、催をめぐらして僉議畢。

同廿五日（注、太平記は二十六日とする）午の剋はかりに主上^ハ先和東の鷲峯山（注二）へ行幸なり。翌日卯の剋に大塔の宮も鷲峯山へ御幸なり。御馬にめさる。

東南院の僧正御坊聖尋御供に御参。其外御共の公卿五人（注三）各乗馬、警固の武者五十騎、次に法師三十人歩行の御共也。東大寺法師云々。

同廿六日興福寺の衆徒蜂起してこの内裏日来。当寺御哀憐の儀なし。いかてか合力し奉るへきとて京都の落人^ト入おらん輩において罪科をくはゆへきのよし、七卿ならひに両院家の御領内悉相触畢。

同廿九日（注四）に後醍醐帝（字がかすれていて判読不可能だが、後醍醐帝と思われる）大塔宮鷲峯山より笠置寺へ御臨幸。御馬にめさる。御ともの公卿、按察大納言公敏、万里小路大納言宣房、同子息中納言藤房、舍弟宰相季房、源中納言具行、左少弁隆兼。さふらいに^ハ近藤右衛門尉宗光、対馬兵衛重定を始として、皆腹巻を着せらる。東南院の僧正御家も同御とも。是は当寺の別当たる間、一段御安内者云々。

惣して御幸の武は五百騎、笠置寺の衆徒請取奉て皇居を本堂に成奉。叡感無極者也。

注一、一宮中務親王、尊良親王のこと

注二、京都府相楽郡と綴喜郡との境をなす山脈の一峰。標高六八五メートルの山頂付近に役の小角開基と伝えられる鷲峰山金胎寺がある

注三 東大寺雑集録卷八に「笠置城中供奉人東南院聖尋僧正。俊増。静密。行海。治部房田実」とある。

注四、太平記には廿七日。興福寺略年代記にも廿七日とある。即ち「上皇八月廿四日夜窃行幸東大寺、同廿六日曉遷和束、廿七日遷笠置寺給了」

かくて、はしめ一兩日の程ハ武威におそれまいり仕る人もなかりけるか、叡山東坂本の合戦に六はらの勢うちまけぬときこえけれハ、近国の兵ともここかしこより馳参。されともいまた名ある武士、手勢百騎二百騎とも打せたる大名ハ、一人も参せず。

この勢はかりにてハ、皇居の警固いかハあるヘからんと主上おほしめしわつらはせたまひて、すこし御まとるミありける御夢に、所ハ紫宸殿の庭前と覺たる地に、大なる常盤木あり。みとりのかけしけりて、南ヘさしたる枝、殊にさかヘはひこりたり。其下に三公百官、位に依て列座す。南ヘむかひたる上座に御座の畳をたかくしきていまた座したる人ハなし。主上御夢心地に、

「誰をまうけんための席やらん」

と恠しく思食て、立せたまひたる処にひんつらゆいたる童子二人、こつせんとして來て主上の御前にひさまつき、なみたを袖にかけて

「一天下の間にしはし御身をかくさるヘき所なし。但あの木陰に南ヘ向る座席あり。是御為にまうけたる王（玉か）辰にて候也。御座候ヘ」

と申て童子ハ遥天に登りさりぬと御覽して其夢ハやかてさめにけり。

主上

「これハ朕につくるところの夢なり」

とおほしめして文字に付て御了けんあるに、

「木に南と書たるハ楠と云文字也。其陰に南に向て座せよと二人の童子のおしへたるハ、朕二度南面の徳を治て天下の士を朝せしめんする処を日光月光のしめされけるよ」

と自御夢を相せられてたのもしくこそおほしめしけれ。

夜も明けれハ当寺の衆徒、成就房太輔（注二）、法眼源専（太平記にはこの名はなし）をめされて

「若この辺に楠といはるハ、武士やある」

と御尋ありけれハ、

「此辺にさやうの名字付たる者ありとはいまた承およはず。河内国金剛山の西にこそ、楠の多門兵衛正成とて弓矢取て名をへたる者ハ候なれ。是ハ其母か腹にありし時、信貴の毘沙門（注二）に百日参詣して夢想を感じてまうけたる子にて候とて、おさな名をハ多門とハ申候なり」

と奏申けり。

主上、さてハ今夜の夢の告是也けりと思食て、やかて

「是をめせ」

と仰下されけれハ、万里小路中納言藤房卿、勅を承ていそき正成をこそめされけれ。

勅使 宣旨を帯して楠か館ヘ行向。事の子細をのへられければ、正成弓矢とる身の面目、何事か是ニ過ヘきとおもひけれハ、是非の思安にもおよはず、忍てまつ笠置ヘそいそき参ける。

主上、中納言藤房卿を以て仰られけるハ、

「東夷征伐事、正成をたのミ思食さるゝ子細有て、勅使を被立処ニ、時刻をうつさず馳参条、叡感浅からず。抑天下草創の事、いかなる謀をめぐらしてか、勝事を一時に決して太平を四海に致さるへき。所存を残さず申へし」と勅定ありけれ、

正成畏て申ける、

「東夷、近日の大逆、只天の誅を招候上、発乱の幣に乗て天誅を致さんに何の子細か候へき。但天下草創の功、武略と智謀との二つにて候。もし勢を合て戦、六十余州の兵をあつめて武、武蔵相模の両国に対とも勝事を多かたし。若謀をもつて争、東夷の武士、只利を摧、堅を破内を出す。是欺に安して懼にたらぬ処也。合戦の習にて候、一旦のかちまけ、御覽せられ候とも、正成一人いまたありときこしめされ候、聖運、遂に開へしとおほしめされ候へ」

と頼しけに申て正成、河内へかへりけり。

注一、太平記慶長本には成就坊律師、同金勝院本には成就坊快元とある。

注二、奈良県生駒郡平群町志貴畑の志貴山頂近くにある朝護孫子寺、俗に「信貴の毘沙門さん」といわれる。

同九月一日、六波羅の両檢断、糟尾三郎宗秋、隅田二郎左衛門、五百余騎にて、宇治の平等院へ打出て軍勢の着到を付らるゝに、催促をまたさる諸国の軍勢、よる日る、引もきらす馳集て十万余騎におよへり。すてに明日二日の巳の刻（午前十時頃）に、笠置責、矢合あるへしと定まりたりける。

其前の日、高橋の大四郎（太平記では又四郎）拔懸して、独高名に備ふんとやおもひけん。わつかに一族の勢三百余騎を卒して、笠置の麓へそ寄りける。城に籠る所の官軍、さまざま大勢ならずといへとも、勇氣いまた、ゆまず。天下の機を吞て、廻天の力を出さんとおもへる者ともなれ、わつかの小勢を見て、なしか、打てかゝらざらん。泉河の辺へおり合て、高橋か勢をおつとりこめ、一人もあまさしとせめた、かふ。高橋始の義勢にもにす、敵の大勢を見て一返もかへさず捨鞭を打て引ける間、木津河のさかまく水に迫浸されて誅るゝ者其数をしらす。わつかに命はかりをたすかる者も、馬物具を捨てあかはたかに成て白昼に京へ逃上、見苦かりしありさまなり。

是をにくしと思しやしたりけん、平等院の橋に一首の哥をかきてそ立たりける。

木津河の瀬々の岩浪はやけれ、

かけてほとなく落る高橋

高橋かぬけかけきゝて、引、入かゑて高名せんとあとにつゝきける小早河も、一度に皆迫立られて、一かへしもかへさず、宇治まで引たりと聞けれ、又歌（太平記には「札」）をそ立たりける。

懸も多ぬ高橋おちて行水に

うき名をなかつ小早川かな

昨日の軍に官軍打ちかぬときこへ、国々の勢馳集て難儀なる事もこそあれ、時日をうつさず推寄よとて、両檢断宇治にて四方の手分して同九月二日、笠置の城へ発向す。

南の手に、五畿内五ヶ国の兵をむけらる。其勢七千六百余騎。光明山（注二）の後の山を廻て搦手にまわる。

北の手に、山陰道八ヶ国の兵を向らる。其勢一万二千余騎、奈島（太平記には、梨間）（注二）の宿のはつれより、市野辺山（注三）の麓を廻て追手へ向。

東の手に、東海道十五ヶ国の内、伊賀、尾張、参川（三河）、遠江の兵をむけらる。其勢二万五千余騎、伊賀路を経て金山（注四）越におしよする。

西の手に、山陽道八ヶ国の兵を向らる。其勢二万余騎、木津河をのほりに、山岸の上なるそわ道を二手に分ておしよする。追手搦手都合七万五千余騎、笠置の山の四方二三里の間、尺地も残さず充滿たり。

注一、京都府木津川市山城町綺田に所在。ここには一代峯縁起にも出てくる光明山寺があった。

注二、京都府城陽市奈島。

注三、京都府城陽市市辺。奈島、市辺いずれも「山城青谷」駅付近にある。

注四、太平記には金剛山とあるが、金剛山は笠置山をはるかに過ぎた西にあり、金剛山はおかしい。

かくて九月二日の卯剋（午前六時頃）に、東西南北の寄手、相近つきて時をつくり、其声百千の雷の鳴落るか如して天地もうこくはかり也。時の声を三度揚て矢合の流鏑を射かけたれとも、城中しつまり返て時の声をも合せす。当の矢をも射さりけり。

彼笠置の城と申、山高して谷ふかく、つらおりなる道を廻て登る事二十八丁（太平記には、十八丁）、岩を切て堀とし、石をたゝみて塀とせり。され、輒の事をへかたし。雖然城中になりをしつめて人ありとも見えさりけれ、敵、はや落ちたりと心得て、四方の寄手、先進兵一万余騎、ほりかけともいはず、葛のかつらにとりつき、岩の上をつたふて一の木戸口の辺、二王堂の前までそ寄たりける。爰にて息休て城中をきつと見上たれ、錦の御旗に月日を金銀にて打付たるか耀きてひかりわたりたる。其陰にあきまもなくよろふたる武者三千余人、冑の星をかゝやかし、鎧の袖をつらねて雲霞のごとくに並居たり。其外、櫓の上、さまの陰に、射手とおほゆる者、弓の弦くひしめし矢結解ておしくつるけ、中さしに鼻油引てまちかけたり。其勢決然して敢て責へき様そなかりけり。寄手一万余騎、是を見えずゝまんとするもかなはず、ひかんとするもかなはずして、こゝろならず支たり。

良暫有て、木戸の上なる櫓より小間の板を推開て名乗ける、

「三川の国の住人足助次良重範（注二）、忝も一天の君に憑まれまいらせて、この城の一の木戸を固たる。前の陣にすゝみたる旗わ美濃尾張の人々の旗と見る、ひか目か。十善の君の御座なる城なれ、六波羅殿向あらんすらんと心得て、御儲に大和鍛冶のきたふて打たる鏃をこそ少々用意して候へ。一筋うけて御覽し候へ」

と云まゝに、二人張に十三束二伏矢かつきの上まで引かけて、しはし固てちやうとはなつ。遙の谷を一隔て、二町余か外にひかへたる荒尾の九良か鎧の千檀の板を右の小脇まで籠ぶかに、くさと射こむ。一箭なりと云へとも究竟の矢坪なれ、荒尾馬より倒落て、おきもなほらて死にけり。

舎弟の孫五良是を敵見せしと、矢面に立かへして楯のはつれより進出申ける、

「足助殿の御弓勢日來承し程、なかりけり。こゝをあそはし候へ、御矢一筋うけて物具のさねのほと試候へん」

と、欺てつるはしりをしてそ立たりけり。

足助是聞て、

「この者云やう、いかさま、鎧に腹巻を重て着たれ、こそ、前の箭を見ながら、こゝを射よとハたゝくらん。若鎧の上を射、籠くたけ鏃折て、とおらぬ事もこそあれ。冑の真向いたらんに、なとか碎てとおらさらん」

と思安して胡籙より金しんとう一取出て、はなあふら引て、

「さら、一矢仕候はん。うけて御覽候へ」

と云まゝにしはらく鎧のたかひほをはつし、十三束三ふせ、さきよりもなほ引しほりて、手こた多かたくはたと射る。思矢坪をたかへす、荒尾の孫五良か冑の真向の金物の上、二寸ばかり射碎て眉間のたゝ中、くつまき責て、くさと射こみたりけれ、二言ともいわす兄弟おなし枕に倒かさなりて死二けり。

是を軍始として追手、搦手、城の中おめき叫て責戦。矢喚の音、時の声、暫も止時なし。

晩景に成りけれ、寄手弥重て持楯をつきよせ、木戸口の辺までつめたりける処に、南都般若寺より卷数の使者にまいりたる本性房と云大力の律僧のありけるか、褌衫の袖を結てひきちかへ、よのつねの人の百人してうこかす程の大石のありけるを軽々と脇にはさみ、鞠の勢に引かき々々、二三十かほとつゝけうちにそなけたりける。数万の寄手、楯の板を微塵に打碎かるゝのみにあらず。すこしもこの石にあたる者、うしろさまにたおれ、中に打あけられすと云事なかりけれ、東西の坂になたれて、馬人いやか上におちかさなる。さしもふかき谷、死人にてこそうめたりけれ。され、軍勢損して泉河のなかるゝ水、みな血に成りて、紅葉の陰を行水のくれなひふかきことならず。是より後、寄手雲霞のことくしてあれとも城を攻めんと云者一人もなし。たゝ四方の山々に谷を隔て尾（根がぬけ？）を越て遠攻にこそしたりけれ。

注一、三河国足助は平安末から鎌倉にかけて八条院領の高橋新庄があり、荘官となっていた足助氏は大覚寺党と関係をもっていた関係で後醍醐天皇の側についていたものと思われる。このように一の木戸を強弓で守った重範は笠置山落城の際、捕らえられて翌二年五月三日京都六条河原で斬られた。しかし一族はその後南朝方として忠節を尽くし、後醍醐天皇から感状を頂戴している。

同九月二日。武家の使者、飯尾彦六入道覚民（注一）、関六郎入道正澄、両使南都下向。主上笠置御座之間、凶徒対治之御触云々。

同五日武家之使者真性家景南都下向、大乘院殿（注二）江申状

「笠置寺凶徒対治之間、事子細、先度申入畢。於武家可相向人勢候。御門徒等事、可加治罰之由、急可有御下知候。彼所、不知案内之上者、不相待武家之沙汰。被相塞方々之様、雖為片時不可有御等閑。若被退他所者、可為事之煩候。且雖為御願寺（注三）、不可有其憚者也云々。

嚴密可有御下知之由、大乘院殿御返事也

同日興福寺之衆徒蜂起而云。院宣長者宣（注四）云、武命及度々上者、以吉日急凶徒可加治罰之由、及金堂僉議畢。則両堂家国民等加下知畢。

注一、阿波国麻殖郡飯尾を苗字の地とする豪族。鎌倉幕府のもとでは六波羅探題の奉行人を勤める家柄であつたものと思われる。

注二、大乘院は興福寺の門跡の一つ（他の一つは一乗院）。鎌倉時代以降は大和守護職として一帯を支配して俗勢力を振るい、門主は撰関家や將軍家の子弟から迎えていたこともあり、南北朝動乱期には武家方に好意を寄せていた。

明治二年の廃仏毀釈により消滅し、その跡地は奈良ホテルとなった。

応仁の乱当時に書かれた大乘院尊尊の日記である「大乘院寺社雜事記」は応仁の乱前後の政治、社会、経済、文化、史料として有名で、笠置寺の記事も散見され、当時の笠置寺を知る貴重な史料である。

注三、笠置寺が天武天皇の勸願にて草創されたことを指す。

注四、氏の長者が発する宣旨、論旨に準ずる格あり。

同六日笠置寺西口（注一）へ武家の大勢おしよする。東大寺西室顕宝徳業（注二）か手の者、案内者として三の木戸まで打破畢。爰二宮の官兵、赤地の錦の幡に銅の月日出したるを二流被拳之。合戦数剋に及処、笠置寺之衆徒、山内の案内者たるに依て横合馳合防戦間、武家の軍勢こらえずして引退。城中より打て出、追懸て究竟の兵数百人打取間、武家の軍勢、木津辺まで挽退畢。

同七日東使二人、二階堂出羽入道道温城介（注三）上洛也。御治世の事、持明院殿江被申御使云々

同八日笠置寺南口（注四）へ向軍勢大楊生辺にて被追立、武器以下大略捨畢。其辺の悪党等、笠置江同道して如此令沙汰者也。

同九日笠置寺南口江むかうへき断、興福寺の衆徒、若徒党并両院家の御坊人等、忍辱山（注五）辺に下向也。

院宣、長者宣、如此。

凶徒治罰之事、院宣如此任被仰下之旨、嚴密有御下知。可令進交名給之由、関白殿御消息所候也。以此旨可令申入大乘院禪師御房給。仍執達如件

九月九日亥刻

光季

大納言法印御房

凶徒治罰之事、度々被仰下候畢。而国民等中有申子細輩者、若令同心歟、太不可然。早可被注進交名。可被仰武者之旨、可有御下知大乘院禪師御房之由、御気色所候也。以此旨可令申入給。

仍執達如件

日野中納言殿也

九月九日

資名（注六）

前右兵衛佐殿

此院宣、長者宣の写、寺辺國中御坊人等、悉被下凶徒不可有同心之由、大乘院殿より嚴密二御下知也。

同十一日、大乘院方の武者大楊生辺^二下向也。同日、笠置西口へ向武士百余人被討畢。疵をかうふる者不知数云々。

同十二日、武士悉く挽退。大略ハ令帰洛、少々ハ下山、城辺^三在陣也。

注一、笠置寺への正面口である

注二、後醍醐天皇が東大寺東南院に入った際の記述に「西室顕実僧正は関東の一族にて、権勢の門主たる間、皆其威にや恐れたりけん、与力する衆徒も無りけり」とある。顕宝徳業はこの「顕実」本人か、あるいはその弟子であるかもしれない。

注三、二階堂氏は鎌倉室町時代に文官を輩出した豪族。道温は幕府の引付役、次いで政所執事となった。

注四、唯一尾根続きで外部とつながる口である。南にいくと柳生の里であり、搦め手のため嚴重な守備がなされていたと思われる。平成十七年の発掘調査で、幅四メートル、深さ二・五メートルの空堀の存在が発見された。幕府軍も再三にわたりこの南口の突破を図っている。

注五、笠置山より柳生を経て南西方向にあり円城寺が所在する

注六、日野資名（一二八七年～一三三八年）。幕府側の公家（藤原北家の流れ）。後に北朝光厳天皇の信任を得て権大納言となる。光厳天皇から深く信任された。元弘三年五月、隠岐を脱出して勢力を持った後醍醐側の攻撃を受けた際は、光厳天皇を奉じて北条仲時らと京都を脱出している。なお、資名の弟の資朝は後醍醐天皇の腹心であり、同じく弟の浄俊は護良親王の側近である。

同十一日、河内国より六波羅殿江早馬を立て、楠兵衛正成と云者、御所方_三成て、旗を挙間、近辺之者とも、心さしある_ハ同心、志なき_ハ東西に逃かくる。則国中の民屋追捕して、兵粮の為に運とり、己か館の上なる赤坂山城構_ハ、五百余騎にて楯籠候。御退治延引せ_ハ難儀に及候なん。急御勢をむけらる_ヘしとそ申ける。

是をこそ珍事也とさ_ハく処に、又同十三日、備後国より早馬を立て、桜山の四良入道道円(注二)一族等、御所方に参り、はたをあけて当国の一宮を城郭として楯籠間、近国の逆徒等少々馳加て、其勢既に七百余騎、国中を打なひけ、剩_ヘ他国江打越と企候。夜を日につゐて打手を下されず_ハ御大事出来すと覚候。御弓断ある_ヘからず、とそ告たりける。

前に_ハ笠置の城_コはくして、国々の大勢、日夜責ともいまたおちず、後_ハ又なを桜山の逆徒大起て、使者日々急告。南蛮西戎_ハ已に乱れぬ。東夷北狄も又いか_ハあらんとて、六波羅北方駿河守(注二)安心もなかりけれ_ハ、日々はやく馬を打せて東国の勢をそこはれける。

相模入道(注三)大_ニ驚て、さらは、やかて打手を差上せよとて、一門他家の軍勢六十三人を催さる。

大將軍に_ハ大仏陸奥守(注四)、金沢右馬守、遠江左近大夫、将監治時、足利治部太輔高氏、侍大将二_ハ長崎四良右衛門尉高貞、相順侍二_ハ三浦介入道、武田甲斐次郎左衛門尉、椎名孫八入道、結城上野入道、小山出羽入道、氏家美作守、梶原、上野太郎左衛門尉、那須加賀權守、岩城次郎入道、佐野安房弥太郎、木村次良左衛門尉、相馬左衛門四郎、南部三郎次良、毛利丹後前司、那波左近大夫将監、土肥佐渡前司、宇都宮安芸前司、同肥後權守、同美濃入道、葛西三郎兵衛、寒川弥四郎、上野七郎三良、大内山城前司、長井治部大輔、同備前太郎、因幡民部大夫入道、山城左衛門大夫、筑後前司、下総入道、岩崎弾正左衛門尉、高久孫三郎、同彦三郎、伊達入道跡、田村刑部太輔、入江蒲原一族、村山猪俣両党、此外武蔵、相模、伊豆、駿河、上野五ヶ国之軍勢、都合廿万七千六百余騎、鎌倉立。先陣已美濃、尾張の国に付、後陣_ハなをいまた高志、二村のたうけに支たり。

注一、広島県福山市にある吉備津神社の神官の出。備後の豪族宮(みや)氏の一族である桜山慈俊

注二、常葉駿河守範貞、北条時政六世の孫。一三二一年より六波羅探題北方就任。一三三〇年鎌倉に戻

り評定衆、引付頭人となっていた。鎌倉滅亡の時、高時らと自害。

注三、北条高時のこと

注四、北条貞直のこと

同十三日、諸方へ早打立て、軍勢を被駈催畢。

同十四日、武士千余騎、笠置南の手へ向畢。

同十六日、七日、八日、南口に向、軍勢及合戦者也。

同廿日、持明院殿六波羅より常葉井殿へ御幸なる。御治世御治定也云々。

同廿二日、東使二階堂出羽入道温城介、西大寺、大安寺之長老三人を使節として、武家より笠置江申云。人勢を引卒せられ御籠居之条、御所存何事候乎。先人勢を引退られ、京都に御移有て御所存を可承之由申入畢。

勅答、請、顕宝得業并出羽入道等伝説。如此申何様之事乎。尤出羽入道參申入歟。春宮太夫申入歟。此申様、不可然之由、被仰出畢。

同廿四日、出羽入道并城介重而笠置江申云、道温參申入之条、難治之事候。春宮太夫又以同前、所詮被退武者、可有入御京都候。若猶難治之御事候者、可承切其趣之由申入畢。

同九月中旬之比、一宮八河内楠之城へ忍て御幸ならせ給者なり。

同廿五日、東国の武者猛勢、南部に着者也。

同廿六日、大楊生、坂原辺に陣取、武家小楊生江陣替候也。

同廿七日、申剋に酢山并梶原御家人等、小柳生念珠口にて合戦す。笠置の武者十三人うたる。寄手た一人被討畢。

是より寄手競懸て、足利以下の武士猛勢南口へ攻寄る。東夷廿一万騎、近国の武士相副て、笠置山をうちまき合戦す。軍喚の声、上有頂にきこへ、下ハ水輪際にもひくらんと覺たり。太山もこれかためにくつれ、大地も忽に覆すばかりなり。

しかりといへとも、彼笠置山ハ日本第一の城郭也。高山峨々と聳て、峯ハ雲にかくれ、深谷嶮々と沈て、麓ハ霧に籠れり。通路狭くして、巖の腹を伝たふ。たかく登る事、感「威」か陽宮の構を成す。縦防戦敵なしと云とも甲冑をよるい、兵具を帯してかりにも登るへき様そなき。可況や、宮の官兵に笠置の衆徒等交て、山の案内ハしりぬかし。この山崎、この岩はなに、手さきをとりて、つよ弓、精兵、矢つきはやの手きとも、走廻りて、さしとりひぎとり、散々に射けれハ、東国の武士案内ハしらす、足立ちハわろし。射殺されぬる者、其数をしらす。適はず手負ぬる者也。一足もふミたよへハ、深谷にころひ落る事、直に奈利に墮するかとし。

爰におひて、樊噲か威もうせ、張良か術もつくるはかり也。かくてハ、此城、盡未來際を経とも、責落す事、有かたしとて、種々の謀をそ巧ける。

爰備中国の住人、陶山藤三義高、小見山次良（注二）、六波羅の催に隨て、笠置の北の手、河向二陣をとり居たりけるか、此城、責しらせぬと覚江れハ、一族若党ともをよひあつめて申けるハ、御辺達ハいかおもひ給そ。此間、数日の合戦に石にうたれ、遠矢にあたりて死傷する者幾千万と云数をしらす。是皆さしてしたるわさもなくしぬれハ、骸骨いまた乾かさるに、名ハ先立て消去ぬ。同死する命を人目に立ほと軍して死たらハ、名ハ戦場（太平記は千載）に留て恩賞ハ子孫の家を榮かさん。

情平家の乱より以来、大高（太平記は大剛）の者として、名を古今に揚たる者共を案するに、いづれもそれほどの高名とハおほえす。先、佐々木か藤戸を渡したりしハ、案内者のしハ、さ也。宇治河を渡したりしハ、いけすきかする処也。熊谷平山か一谷の前懸、後陣の大勢を憑

故也。梶原平三か二度の懸、源太をたすけんか為也。これらたに今の世まで語り伝て、名を天下の人口にあるそかし。

何況や。日本国の武士か集て数日責れとも落へぬ此城を、我等か勢はかりにて攻落したらん、古今の間にならひ有まし。忠万人の上に立へし。いさや、殿原今夜の雨風のまきれに城中へ忍入て、一夜討して天下の人に目さません、と申けれ、五十余人の一族若党とも、尤しかるへしとて同しけり。是皆千に一も生きて帰る者あらしとおもひ切たる事なれ、兼て死出立に、皆々曼荼羅を書てそ着たりける。差繩の十丈はかり長きを二筋、一尺はかりおきてハ結合々々して、其端に熊手ゆひ付て持せたり。是、巖せきなどの上られさらん所をハ、木の枝岩のかとにうちかけて、のほらんための支度也。

其夜、九月廿八日の事なれ、目さすともしらす。くらきに雨風はけしく吹て、西をむくへきやうもなかりけるに、五十余人の者とも、太刀をせなかにおひ、刀をうしろにさして、城の北にあたりたる石壁の、数十丈そひへて鳥もかけりかたき所よりそのほりける。二町はかり、とかくして上りつ。

一段高き所に、屏風を立たるか如なる巖かさなりて、古松枝をたれ、蒼苔露滑也。爰に至て人皆いかんともすへきやうなくして、はるかに見あけて立たりける処に、陶山が中間に平五良と云者ありけるか、木の根にとりつき、岩の上をやう々々つたいのほりて、件の差繩を上なる木の枝に打懸て、岩の上をおろしたりけるに、跡なる兵とも是とり付て、第一の難所をハ皆上けり。

是より上にハさしもの嶮阻なかりけれ、或ハ葛の根にとりつき、或苔の上をつまたて、二時はかりに、辛して塀のきわまで付けり。こゝにて一息休て各塀を上越、夜廻の通ける跡ニ付て、先城中の案内をそ見たりける。追手の木戸、西の坂口をハ伊賀、伊勢の兵、五百余騎にて固めたり。搦手に對せる東の土塀の口をハ、大和、河内の勢二百余騎にて堅たり。南の坂二王堂の前をハ、和泉、紀伊国の勢三百余騎にてかためたり。北の口一方ハ、さかしきをたのミけるにや、警固の兵をハ一人もおかす、たゞゆひかいなける下部とも二三人、櫓の下蓆を張、笹圍を焼、眠居たり。陶山小見山、城を廻て、四方の陣をハはや見すましつ。皇居ハいつくやらんと伺かひて、本堂の方へ行処に、或役所の者、是を聞付て、夜中、大勢の足音して、ひそかに通るハあやしき物かな。誰人そと問けれ、陶山とりあへす、これハ大和勢にて候か、今夜ハあまりに雨風はけしくて物さわかしく候間、夜討や入候はんと存て、夜廻仕候也と答けれ、けにも、と云音して、又問事もなかりけり。

従是後ハ中々忍ひたる体もなく、面々の御陣々々に御用心候へ、とたからかに呼て、しつかに本堂へ上て見れ、是ハ皇居とおほへて、蠟燭あまた所にとほし、振鈴の声幽也。衣冠たゞしくしたる人、三四人、大床に祇候せるか、警固の武士に誰か候とたつねらるれ、其国のたれかし々々、と名字をくはしく名乗、廻廊しかと並居たり。

陶山皇居の様を見すまして、今ハかうとおもひけれ、鎮守の前にて一札をいたし、石塔の城ニ忍入て火を懸て、同音に時をとつとつくる。

四方の寄手是を聞て、すはや城中にかへり忠の者出来て、火をかけたる。時の声を合よと追手、搦手二十万騎、声々時を合ておめきさけふ。其声天地を動かして、何なる陶山（須弥山）か。か八万由旬なりとも、うこくはかりにおほえたり。陶山か五十余人の兵とも、案内へ只今よく見おきたり。此役所に火をかけて、かしこに時の声をあげ、かしこに時を作りて、この櫓に火をかくる。四角（方）か。八方にはしりめぐりて、其勢山中にみち々たるやうにきこえけれ、陣々を固たる官軍とも、城の中に敵大勢責入たりと意得て、物具をぬきすて弓矢をなくなり、ほりかけともいはず、たおれふためきてそ落行ける。

注一、光明寺残篇に「相原一族、栖山一族、小宮山一族等、長崎四郎左衛門の手に属し、笠置寺の先陣を懸け合戦を致す」とある（元弘元年九月廿八日の条）

爰に河内国西郡の判官代、是を見て、きたなき者共のふる舞かな。十善の君に憑まれ奉りて、武家を敵にうくる程の者か、敵大勢なれとて逃る様や有。いつの為におしむへき命そとて向敵走かゝり、大はたかになりて、たゝかいける。矢種を射つくし、たちを打おりけれ、父子二人、郎等十三人、腹かき切て同枕にて死ける。

中にも彼判官代か子、初谷いまた若手なりと云へとも、一天の君に奉公の忠をつくし、わきて親の先途に心を一にし、敵を亡して、名を後代に揚なんと自歎して出てたかけるか、死生不知のおこの者たるに依て、猛勢責登りけれとも、地ともさはかず、二人張に十三束引きしほり々々、防矢をそ射ける。ところハ殺所也。要害あくまでこしらへたり。走廻りてふせく間、初谷一人に諸勢射しらさされて、さうなく乱入せさりけれ、主上ハさわりなく落させ給けり。

彼初谷、心武くふるまえとも、多勢に無勢、かなはずして足利の手にとりとめられて、つゝに自害す。数百人落失ける中に、初谷父子郎等十五人、この山に留て討死す。誠有かたき高名なり。其時、命を全して落逃し人々も、今は名のミ残れり。とてもたもちへぬ命そかし。同しく残る其名を後代に揚める彼初谷父子の高名こそ弓矢の家の名譽なれ。

其後、寄手の軍兵みたれ入て、所々に火を懸けれ、堂舎仏閣悉被焼払畢。わつかに残りけるハ、千手堂、六角堂、大湯屋はかり也。

爰に魔風しきりに吹きて、本たうの猛火、本尊に覆けれ、石像焼隔て、化人刻彫の尊容も埋没せり。浅猿敷事也。さりながら、この弥勒と申ハ金輪際より生出たる大石なれ、僅に刻彫の像を元弘の秋の夜の煙にかくすと云へとも、尊石ハ聊か恙なくして利益ハます々々龍花の春の暁を期給者也。

さても主上をはしめまいらせて、月卿雲客、皆かちはたしなる体にていつくをさすともなく、足まかせて落たまふ。この人々一二町か程ハ、主上の御共申されたりけれとも、西（雨）の誤りか）はけしく、路くらくして、敵、時の声こかしこにきこえけれ、次第に別々に成りて、藤房、季房二人より外、主上の御手引まいらす人もなし。かりにもいまたならハ

せ給はぬ御歩行なれ、夢路をたどる御心地して、まよひ出させ給ける御有様こそ、あさましけれ。

かくて笠置の丑寅の方に、飛鳥地(注一)と云山里辺までこそたとりつかせたまひけれ。寒草の疎なるを御座の茵となし、人も通はぬ野原の露にわけまよへせ給て、羅穀の御袖をほしあえず、彼山里の辺にて、忝も十善の天子、玉牀を田夫野人の形に替させ給て、和東の方へそたとらせ給。いかにもして金剛山の方へと、御心はかりをつくされけれ、とかくして、綺の上なる山、蟻王(「有王山」のこと)と云所まで落させ給てけり。

藤房も季房も三日まで口中の食を絶れけれ、足たゆみ身疲て、今、いかなる目にあふとも、一足も行ぬへき心地もせさりけれ、力なく幽谷の岩を枕にて、君臣兄弟諸共にうつゝの夢にふし給き。梢をはらふ松の嵐を、雨のふるかときこしめして、木陰にたちよらせ給ひたれば、下露のはら々と御袖にかゝりけるを、主上御覽せられて

さして行笠置の山を出しより

天か下にハかくれ家もなし

藤房卿涙をおさへて

いかにせんたのむかけとてたちよれハ

なを袖ぬらす松のした露

爰に山城国の住人、深須五良入道、松井蔵人二人、この辺の案内者なれ、山々峯々残りなくさかしける間、皇居かくれなく尋出されさせ給。主上誠におそろしけなる御気色にて、汝等心ある者なら、天恩をいたきて和の栄花を期せよと仰られけれ、さしもの深須入道俄に心変して、あハれこの君をかくし奉て、義兵を拳はや、とおもひけれとも、あとにつける松井の蔵人か所存、しりかたかりける間、事のもれ安くして、道の成かたからん事をはかりて、黙止けるこそうたてけれ(注二)。俄の事にて篠こしたにもなかりけれ、張輿のあやしけなる、うち乗まいらせて、御共申けり。只殷湯夏台とらはれ、越王会稽に降し昔の夢にことならず。是を見聞人、袖をしほらぬなかりけり。

注一、笠置と隣村である大河原との中間にある木津川南岸の部落

注二、光明寺残篇に「先帝タカノ山(山城国多賀郡)え御落の処、山城国の住人深栖五郎入道、有王山に参向し、陸奥守殿に告げ申す」とある

元弘二年^甲三月七日^壬主上^ハ隠岐国江御遷国云々。かくて笠置の城落けれ、武家悉楠か城を責られける。雖然楠色々の謀をめくらし防戦間、急度責落すへき給そなかりける。

爰楠思案をめくらす様、東夷一度帰国せ、重て、不可上。此分にて武家勢つくる事あるへからず。しから、始終、一大事たるへし。所詮討てこの勢おひかせはやとおもひ、城中に大穴をほりて、十月廿日の夜、大雨風はけしく雷電おひたしきに、城の麓へ人を大勢下、連日の合戦^ニ敵おしく討たる死骸ともを、城中へはこひ上て、件の穴になけ入々々おきて、上^ニ焼草をかけて、其後城衆皆しつ々々^ニ用意して、城に火をかけてそ落ける。剩敵陣^ハ交入

て、楠にそ自焼しておつれ、時を作てきおへなど呼て、時の声を挙そめ、陣中を物念になして、そのまきれに手勢一人も損せず、皆々落避けり。

夜明ぬれ、武家勢、いそき楠か城_三上て見。大なる穴をほり、自害したる死骸ともとり入、城_三火をかけらるとおほえて、やけこけたる死骸とも也、いつれを大将楠とも見分かたけれ、其のま、皆打返、楠こそ極名人なれ。見事のふるまいかなと褒美して、諸勢悉上洛畢。しかる間、端々の勢、京都より国々へ帰陣するもあり。又大塔の宮吉野_三御座之間、二階堂出羽入道道恩、大将として手勢五万余騎に、楠責の手あきの勢相加、数十万騎にて吉野の城をそ責られる。数日責れとも城落ちさる間、吉野の衆徒少々心替して武家へ出けるか才覚をめぐらし、山の案内者、足の軽者ともを忍て後へまわし、愛染の方_三時声を挙げられ、すはや御敵後へまわしけるとて、城中さわきけれ、宮、この上、力なし。御腹めさるへしとて蔵王堂の庭前_三諸卿列座して御酒をそ下されける。

爰村上彦四郎殿、攻口の木戸を構られけるか、君の御腹めさるへき由聞けれ、攻口を、子息_三申おきて、いそき君の御前に參、御酒盛音す、しくき音候間、今一度、御盃を戴て来世までのおもひてに仕候へんとて、御盞を頂戴し三おし重給て、いかに方々何と思給。君、天下の御主たるへし。卒爾ニ御自害おもひもよらぬ御事也。いそき皆々御用意あて、この山の奥江忍の御幸を成申さるへし。しから、おそれお、き申事にて候へとも、君の御鎧御装束悉給て御身替に立申、攻口にて腹切、敵の軍勢を退散さすへく候。この御敵と申、皆関東より上たる軍勢なれ、やかて国々江罷下へし。其時節を以て、いそき官軍を催され、王城江還幸成て、御運を開かれ、天下を治給へし、と申されけれ、君大に逆鱗あて、不思議の申事かな。いかやうになるとも、汝と一所にと契しそかし。汝を捨ていつくへ落行へきそと、誠思食さり給へる御気色なれ、忝ありかたくおもひ奉て、双眼に涙をうかめ、重て奏申給。異国にもさるためしの候。越王勾踐、会稽を降、呉の擒と成給しかとも、命を全して終に帰国の喜と成、剩呉国打取て、会稽の恥を雪給。又吾朝、清見原天皇、大友の王子に襲はれてこの山に分入、雪の木陰に玉躰をかくしまし々々て、再御運を開、天下を治給。先蹤是目出（「度く」ぬけか）、いそき方々御共申さるへしとて、ちとあら々々と御物具にとりつき、御上帯をとき、鎧をぬき奉、物具御装束悉給て、よのつねの御衣装に玉躰を替奉て、忍の御幸をそいそき申されける。

諸卿達立寄、君を引立まいらせて御共申されけれとも、君、なほ村上に御名残をおしませ給て、忝も龍顔の御眼のうちに御涙をうかへさせ給て、跡おのミ御覽しかへりおハしませ、村上も今をかきりの事なれ、見おくり奉て、御なこりおし云はかりなく、哀もよおす不覚の涙せきあえず。さながら数行虞氏か古もかくやとおもひしられけり。其後我等か鎧物具ぬきのけて、錦の直垂に、君の御鎧物具とりて付、きら々しく出立て勇たる風情、誠にゆ、しくそ見えける。かくて攻口の櫓に上、しハし防て、今君もはるかに落延させ給覽と思時分に、櫓の板を二三枚とりのけて進出、いかに寄手の者共、たしかにきけ。われ汝等に責伏らるへき身にあらされとも、運命つくれ、力なし。帝釈修羅の戦も時剋極まれ、日月も蝕給そかし。又我に對して狼藉をふるまふ己等、たちまちに天罰を蒙て、運命つく

へし。其時、自害せん手本によく見よとて、上帯切て鎧櫓より下へなけおろし、錦の直垂おしはたぬきて、腹十文字かき切、櫓より飛て落。寄軍勢是を見奉、只今の論言おそろしくハおもひ奉れ共、本意を達するうれしさに、武家我さきにと櫓のきわに走上て御頸を給。錦に囊て、大将出羽入道にそ渡しける。道恩請とり奉て、悦の勝時とつとあけ、則吉野責の諸軍勢悉退散畢。重賞(将?)下に、必有勇夫と云。まことなるかな。君の御情ふかきに依て、村上の彦四郎御身替に立申され、君難なく落延させたまひ、村上殿のはたらき比類なき高名云々。

かくて大塔宮ハ吉野にて御(二自)が脱か)害。楠ハ我か城にてはてぬ。今ハ憚あきぬとて、諸軍勢皆々国々へ令帰国畢。さりながら関東より上大将分の面々ハいま在京也。かゝりける処に、宮の御自害ハ村上の彦四郎御身替わりに立申、自害せらるゝ事一定也。又楠ハ寄手の死骸とも、城内江とり入て、如此計略して、手の者一人も損せず悉別避畢。この事かくれなく世間に風聞ありけれハ、関東の諸大将皆々面目失て、ことに二階堂、長崎迷惑、仰天無極者也。軍勢なけれハ、敵の在所をたつねへきやうもなし。只五十騎百騎にて大和河内はしゝゝの城とも、かたのことく拘て日を送けれハ、頗木にはなれたる猿のことく、とりつき所もなくそありける。六波羅駿河守も安(二案)か)に相違してそこにかりてそ見えられける。

爰ニおいて楠の多聞兵衛正成、時剋よしとおもひて、先大塔の宮にまいり、奏申けるハ、関東の諸勢悉帰国仕候。今ハ大将分の者はかり。如形の小勢にて在京仕候間、よき時節と存候。夫因ヨリニ天テン之ノ峯トキニ就ツク地チ之リ利ト云ヘリ。是農業の利二限ルへからず。時剋の到来、純熟の期をハ、聊も延引めさるへからず。御運をひらかるへき御事、只今の時節なり。早々可被思召置候と、再三すゝめ奏申けれハ、君も歡感まし々々て、やかて官軍を催されけり。

元弘三年癸酉正月ニ、君既ニ鷹取の城(注一)江御幸成。

同二月十日ニ、吉野江行幸なる。御共の官兵一万余騎、東院の坊ニ御臨幸。是ハ吉野の郷山之内を責伏て一統ニ御見方ニ可被成御為也。

同廿一日、中院之侍従定垣(注二)、大将として吉野を立。宇多の郡江被責入処、則技小河を始して、皆々違変陵爾の儀あるへからざる旨、嚴密の起請文を被書者也。

同廿三日、宮の御勢長谷寺江打ち出、三輪河原にて合戦あり。笠置の衆徒等、粉骨の太刀打して、敵河野か一族四人討とりて、比類なき高名也。又河内楠方の合戦にも、武士おゝく被討之由注進也。

其比、夜な々々葛木山(注三)より神火飛散て、星のことく多かりけり。彼神火を、武者の寄來火とおもひて、武家の諸勢城ともはつして落失畢。是只事にあらす。一円に宮の御威光とそ申あえりける。其後所々の合戦、武家方散々の事也。

仍同年三月十七日ニ笠置の衆徒令帰山。則東大寺尊勝院時宝僧都か代官とも、散々打擲して追立畢(注四)。乱以後当寺を令知行、山木等伐とり候間、如此令沙汰者也。

同十八日^ニ、南大河原、有市の地頭か館を焼拂、百姓等相隨ゆる者也。
十九日^ハ、笠置に逗留して、

同廿日、神戸四ヶ郷^并忍辱山寺を責伏て、彼郷人等を召具て、田山を笈向して、同東山内を相隨ゆる者也。

同廿三日、南都^ニ馳向。笠置の衆徒野田口（注五）へ向。十三重の門を切破打入て、在家を焼払畢。手いたひ合戦ありて、当山の衆徒九人討死す。左方^ニ六人、右方^ニ三人、比類なきはたらぎとも也。

同年六月四日、当山の衆徒、南都^ニ上る。

同日、宮方の御大将、中院之少将殿、奈良入。御宿所禅定院之西方院、

同五日、着到あり。

同六日、着到あり。

同日、千劔責の大将長崎四良左衛門高貞、馬助殿、何曾殿、二階堂出羽入道道温等降人に成^テ、皆々入道して衣鉢を帯して、招提寺、西大寺、般若寺、白豪寺等之長老二被具、一乘院家を出て、大将中院之少将殿の御陣所、西方院に參。あはれなりける風情也。

この人々関東より上洛の始、二階堂の道温^ハ、五万余騎の大將、長崎の四良左衛門八十万余騎を引率して、余^ニ人なしとふるまひつる人々の、幾程なくしてかゝるあさましき為体。誠盛者必衰のことはり、まのあたりなる事かなと、見る人皆涙をなかしけり。

しかる間、同六月十三日^ニ、宮京都^江還幸成せ給。御共の官軍数万騎、目出度京上なれ^ハ、皆々花を折て出立けり。誠あたりもかゝやくはかり也。笠置の衆徒も被召具て、御共に上洛す。

同年七月九日より笠置合戦之恩賞御沙汰始まる。

同八月十四日笠置寺造営之事、注文可進之由、被仰出之者也。

天文七年戊戌卯月廿二日

書字

〔丁数古紙四十丁有之〕

注一、高取城のこと。奈良県高市郡高取町に所在。南に吉野山、北には大和盆地を見下ろす天険の地、

高取山（五八四メートル）の山頂にある。大塔宮が入城する直前の元弘二年に越智邦澄が築城した。

注二、中院中将定平のことか。太平記には中院の中将貞能とある。

注三、奈良盆地の西端、御所市の西部にある山、標高九六〇メートル。

注四、後醍醐天皇が笠置寺に行宮を定めた頃の尊勝院西室の院主は顕宝徳業であった。北条方につながる一族で後醍醐天皇に敵対し、鎌倉方について笠置寺を攻め立てた。おそらく笠置落城後、山上をその手に納め乱暴狼藉をおこなったため、笠置寺衆僧の反感を買っていたのであろう。

注五、奈良市登大路町の東、春日山内にある。

解脱上人伝

解説 笠置寺の中興の祖と云われる解脱上人貞慶の伝記である。保存の箱蓋には「解脱記玉置氏作」とある。藤堂藩城和奉行に延宝五年（一六七七年）から六年間、玉置甚三郎なる人物が存在しており、この伝記も藤堂藩から寄進されたものと思われる。前半内容は元亨釈書とほぼ同じである。

笠置寺に保存されている笠置寺縁起の末尾にこの解脱上人伝が綴じ込まれている。

原文

元暦の比、解脱上人てふひしりいまそかりける。尚書左丞ふちはらの貞憲の男とかや。其いろ（母のこと）、夢に高僧来りて、我は貞慶となむいひもあへず、ふところに入ぬ。これよりして只ならず儲にし子也けり。

わらはより薙染（薙髮染衣）のころさしあさからず、つゐに青丹吉ならの京、山階寺にしてほるとけて、貞慶と号し、いろいろのかりいひつかはしける。過こし夢をはかなみ、心より外、つゆもらさゝりしに、かうやうの正しきうつゝに、今更胸にさはかれて、ひたすら累世の比丘なる事をおもふ給ふ。才誉人にすくれ、其心はへ無我也。

或時最勝講のみことのりに応しなからまつしくて、乗僕を人のもとに求しほとに会にくれ官使にうなかされてまいるける。会衆の莊服花をかさし、堂上にみちにたるに、例のあやしのや（「ふ」がぬけ？）れころも、さなから山田の驚鹿やうの物に似かよひぬれば、官僚緇伍鼻のほとおこめく（ばかげた様子をする事）もことほりにこそあめれ。今やうの家を出し、輩は法儀にしたかはす、浮誇をきそふのみ也。此徒となく等伍すへからすとおもふ給ふて五日の宮講三とせのほとゝまち侘て、すみこしならのみやこをよそのゆふくれに見そなはし侍りて、山城の国笠置といふ山の窟にこもり給ふめる。

すへらき楊柞の御あそひをことゝし給ひ、よく鹿を射したまふ。暮年に懺悔して仏宇をいとなみ鹿福をすゝむ。此ひしりの徳望をきこしめされ、つゐに御落慶の導師となしめされけるに、輿などまひらせけれともいなみて、かちよりして、やせ杖手にあり、やふれ笠肩にあり、玉階のほとりに此二物を安置し給ひ、意気自若にして宮中に入。座にのほり詞弁婉暢せり。上皇をはしめまいらせ、月卿雲客其説法をあふき、彼朴素をたふとみ給ふ。春日の神祠にまうてたまふ時は、群鹿前のあしを折るとかや。

かゝる貴きひしり窟にいますと聞つたへてみや二人、難波人の袖をつらねしはさら也、ちかきはもとより、とをつ国までの貴きといやしきも、上人拌みにかいつらねてまうて来るほとに、酒麴茶市のともから、かりやをしつらひ、すたれをかゝけ、幔を引、さしもに寂々たる山の奥、美々しき都路のやうに南ありける。

其比梅尾の山に明恵とて、此ひしりと日比物せし上人いまそかりける。彼窟こもりのなつかしさに、はる々々、とふらひ給ふけるに、おもふにかはる事を、

来て見れハ、こゝもみやこにすみなして、おもひしほとは、棄ぬ也けり

かく筆にいはせて、あはて空しく帰り給ひぬ。ひしりすし返して、ふかく恥らひ給ふにや
ありけむ、みそかに窟を出て程遠からぬ海住山となんいふ所に入て、

立ちよりて、影もうつさしなかれては、うき世に出る、谷川の水

となん、なかめたまふて、溪の水音に名利の夢を覚し、嶺の松風に浮世の塵をはらはせつゝ、
終焉し給ひけるとなむ。

笠置寺縁起読み下し（正保版笠置寺縁起もを参考にした）

第三十九代天智天皇、亦田原天皇と号す。治の十年にして三年三月四日、百済国普光王、朝に入りて難波津に居住す。五年丙寅正月大唐の沙門智由指南車を貢す。六年三月三日、天皇大津宮に寝して夜半に法師の来たるを見る。

十年辛未、天皇の皇子、才覚拔萃（他に抜きんでること）にして、殊に文筆を好み、詩賦此時より始めて興る。兼せて遊獵を好んで猪鹿を殺害す。列卒（せこ）周迺（両字とも、めぐること）し、山を籠め、野を絡つて、威を曜して武事を構う。荊州に命じて鳥を起さしめ、梁野に詔して獸を駆らしむ。

是に於いて皇子、飛雲の馬に乗り、法駕（天子の車）を備へ群臣を卒いて、山城の国従り騎を通じ、漸く鹿鷲山の峯を踏む。群師田獵に馳せ散じて、各聲麋（いづれも鹿のこと）に随う。皇子、鹿の走り馳るに就きて駿馬を行い、弓を控き東に向いて高岸に到り臨む。鹿先つて足を失して急に倒る。弓矢を抛げて、手繩を引くと雖も、敢て留まらず。崢巖（高く峻しい峯、巖のさま）の透出するに至る。馬馳て足を余て、四蹄を一処に聚む。直ちに下ること十丈許なり。眼は眩転して、溪底（たにそこ）も見えず。驚きて馬を還さんと擬るも、足の踏む所もなし。轡を進めんと欲するも、壁の聳びえ立つるが如し。神驟（動悸が静め難い状態）き、情騒ぐ（正保版のふりがなでは「たましいくづき、こころさわいで」となる）。将に馬と共に死なんとすか。恍然（うっとりとして気が遠くなる）として夢の如し。

喟然（ためいきをつくさま）として、山神鬼魅に歎きて曰く、若し吾が命を扶けば、此の巖の畔に於いて弥勒尊を彫み奉てまつるとせりと俄に願を立つ。

須臾（暫時）に冥助有るが如し。馬四足を促て後を指して退き還る。竟に眉を開きて路地に届る。群臣と集い会いて、皇子涙を流し委く侍臣に語らく。服する所の蘭笠（蘭草の茎で作った笠）を脱ぎて、後日の指南（手引き）に置く。

一兩日を経て、至りて笠を置きたる処を尋ぬ。山巔自り漸く下りて巖の腰を繞り経て、終に麓の砌（場所）に届る。上に向へば眼は雲路に逮び、心情（心の中の思い）思念（ふかく思う）し、山腹を撃きて、像を其の面に鐫るを擬るも、溪谷響きを食^{おほ}ず。

誓いの念暗に通ず。天人之を助けて急ぎ刻彫す。黒雲を成して山を覆いて、宛も子夜（真夜中）の如し。暗中に声有りて小石奔り散す。造像既に畢ぬ。雲去り霞晴る。爰に皇子、仰ぎて石像を瞻るに、慈氏（弥勒）の尊容目前に新し。伏して化人の靈像を礼し、掌を合せて仏に向いて曰く、「昔西梵（西のインド国）の天皇は、良き匠を得て忉利天を于る。今東陽（日本のこと）谷の朕は鉄鑿（鉄のノミ）を詠えて知足天を乎（于の間違いか？）と。」

凡そ末代希奇の特尊なり。一天四海の兆民専ら恭敬（つつしみうやまう）を加えよ。然れば則ち、纔に歩を運ぶの輩は、都卒に往生するの種を殖じるなり。偶慈顔に礼するの族も、龍華成道の菓を結ぶなり。同じく来縁を結ばしめんが為、粗裁（おおまかな様子）を遐邇（遠い所と近い所、遠近）に贈るのみ。

一 当寺開山を温るに天武の叡願に発し、草創さる所なり。

白鳳十一年辛未の御建立と云々、天智天皇の治、十年辛未之に同じ。

一本尊は觀史多天の教主、化人刻彫の石像なり。

一 山は此土の地に非ず。耆闍崛山の靈峯缺け落ちて来現す。補処の弥勒慈尊、胎藏界の峯なり。

当山はこれこの土の地に非ず。但し耆闍崛山の戊亥の角闕けて、この土に来たるなり。

一 役優婆塞、白鳳十二年壬申卯月廿四日、当山に登り千手窟に詣ず。則ち北峯一代之峯に行を始め給う者なり。山城国光明山寺を一之宿と為す。当山弥勒の岡、一代の頂上を秘処と為し、終に大和国泊瀬の靈峯に届る者なり。

一 聖武皇帝 東大寺大仏殿御建立の為、伊賀国自り材木を下さんと欲するに、泉川の河上、当山の麓の大岩山、河の面四町余り覆い塞ぎて、河の流れは岩下を通じ、船筏通るに由なし。仍つて朝議（朝廷の評議）之を煩わせたまう。

時に良弁僧正宣旨（天皇の命を伝える文書）を奉りて、笠置寺千手の窟に籠もり千手の秘法を行う。雷神下りて彼の巖山を摧破し、河水の滞れるを流し、船筏の通るに煩いなしと云々。東大寺の縁起 第三卷に同じくこれを記す。

彼の雷神は善達龍王、小龍の身にて現わる。彼の窟の龍穴より出現して、千手堂正面の左辺の柱を便と為し天に登りて大雨を降し、洪水を成して即時に此の岩山を崩し流し、大仏殿の料材河上より障り無く下る者なり。末代の験の為に柱一本龍神抑留し給う。其の柱、彼の巖山の跡の河湍に今に之在り。私に云う、此の柱は聖武天皇の御代より今、文明十四年に至り、七百四十余廻を経ると雖も敢えて朽ち損じしめるなく、末代猶□。

一 第四十六代孝謙天皇 天平勝宝三年辛卯十月、実忠和尚、笠置寺の龍穴自り入りて、北方へ一里余り過ぐ。則ち都卒の内院なり。四十九院、摩尼宝殿、一々之を巡礼す。その内諸天殊に集会し、十一面の悔過を勤修するの処之れ在り。常念觀音院と号す。

和尚、聖衆の行法を拝して「此の行を人中に横して勤行すべきの由」伺う。

聖衆則ち告げて曰く「此の所の一昼夜は人間（人間の住む世界）の四百歳に当たる。然れば、行法の軌則（規則）巍々（広大なさま）として千反の行道を懈らずとも、人中短促の所に於いては更に修し難し。亦生身の觀自在尊坐せしめざれば、何ぞ輒く修すべきや」と云々。

和尚重ねて白言す、「千反の行道は急ぎ走りて之を修し、誠を致して勧請せしめば生身何ぞ降臨無からんや」と云々。

則ち、天衆共に議て之を伝えるを許す等と云々。東大寺の縁起第八卷に同じく之を記する。

仍て、天平勝宝四年壬辰正月一日、当寺正月堂に於いて、二七昼夜六時の行法を始めて之を行なわる。生身の十一面觀自在尊、花皿に乗りて降臨し給う。

則ち彼の正月堂は実忠和尚の本願にて御建立と云々。亦同四年壬辰二月一日、東大寺二月堂に於いて、始めて二七昼夜六時の行法等を行わると云々、共に実忠和尚の本願を以てなり。彼の修正（念）は今に絶えず。利生（仏が衆生に授ける利益）いよいよ 弥新たにして、奇特（奇蹟）猶盛んなるもの也。

私に云う、実忠和尚は良弁僧正の御弟子と云々

一第五十代桓武天皇の御宇、延暦十三年甲戌、南都の先徳達、当山に登り始めて法華八講を行わると云々。

当寺の法華八講は日本第三伝の八講なり。法華八講の事、最初、延暦二年癸亥、岩渕山に於て勤操僧正始めて行い給う。次に天地院に於いて之を行わる。第三番は笠置寺に於いて之を執り行なわれる者なり。

一第五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁年中、弘法大師空海、当寺の虚空蔵の宝前に於いて求聞持法之を修し給う。新に明星彼の石像に光を指し給う。則ち光跡石を陥め今之に在り。明星末代まで光りを指し給う。巖重（威嚴があつて重々しい）の奇瑞なり。（空海）御帰朝以後と云々

一第六十代醍醐天皇の御宇、延喜八年戊辰八月十二日、金峯山の沙門道賢、日蔵上人当山に登りて千手の窟に五七（三十五日）日参籠し給う。其の間、三部秘法の曼陀羅、十二時の勤行せしむ。

爰に化人告げて曰く、「此山に池有り。方四十里、池の中に七宝満てり。其の池上に弥勒御坐す。則ち兜卒の内院なり」と云々。道賢かの告げを得て、いよいよ 弥信心を発し、誠を致して祈請す。彼の窟に入りて兜卒天に詣で、骨皮を剥ぎ、三部大宝の曼陀羅を書写して龍穴の左辺に之を納む。昔、役優婆塞行者、如法経二部を書き給いて窟の石中に奉納す。今亦道賢如法経を書写して彼の靈窟の左辺に奉納せしむる処、新に天人の供養を得る。種々の奇特具に記するに逞なし。

其の後一代之峯中絶せしめるも再開して修行す。役優婆塞の昔は光明山より行い始むと雖ども、聖武皇帝の勅を奉り、祈請に依り良弁僧正、彼の巖の山を崩し流せしより此の峯中絶せしむ。之に依りて当時は笠置山より泊瀬の峯に至る。

私云 五月晦日（月の最終日）を以て、当山の会式として其より一代峰分け入り六月十八日長谷寺蓮華会に行き出る者なり。

一当寺の鎮守護法の天童は大和国金峯山椿本大明神なり。日蔵上人の勧請に依りて永く此の山に垂跡され坐す。

延喜八年、日藏上人、千手の窟より兜卒天に詣で給いし時、山神告げて曰く「吾が山は未だ護法を信ぜず。早く請じ奉るべし」と新たに告を得て道賢急ぎ金峯山に還り、金剛蔵王に詣でて祈請す。

蔵王示して曰く「是の丑寅の方十六町行くに大木あり。其の木の本に宗石あり。護法を請じ崇め奉るべし」と。彼の告に任せて此の大木の本を尋ね至るに、誠に石ありて光明を放つ。道賢いひよ信心を發し、同じく其の本地を知らんと祈請す。時に空中に声有り告げて曰く。(告の内容が脱落か)其の時、涙流し信心肝に銘じ、礼(正保版笠置寺縁起により欠字の「礼」を補った)を成す。則ち彼の光明石を箱に納め、笠置寺に勸請せしめ、鎮守と仰ぎでは奉る者也。

爾来、威験日に新たににして、悪魔降伏の擁護尤勝り、感応(信心が神仏の靈に通ずること)月に盛りにして寿福増長の願望普く満てり。山上山下の護持は遙か慈尊の出世に到り、仏法僧法の繁昌は永く龍華の成道に及びて鎮に守り給う靈験無双の明神に御座す者なり。

一第六十代醍醐天皇、延喜年中に当寺に御臨幸と云々。仍つて当庄(正保版笠置寺縁起では当寺)の惣社は、是れ菅丞相彼の臨幸に扈從(隨行)の時、此の砌(場所)を二覽じて誓願を發して云く。「未来に此の地に属し、含識(衆生)を利すべし」と云う。生前の御願に答えて遂に此の地に跡を垂れ給う。天満大自在天神、来栖宮と号す。山上山下、擁護の靈社に御座す者なり。

本地法身(一切の根本となる法身)の宮の内には三身の万徳の光り明かにして、苦海妄染の迷闇を照鑑し、垂迹、応化(仏が衆生救済のために色々に姿を変えてこの世に現れること)の籬の前には済生、利物(済生、利物とも衆生を救うこと)の恵み新たににして、三世(過去、現在、未来)に求むる所の願望を成就し給う。威徳自在の尊神に御座す者なり。右の因縁に依りて、来栖宮の神役、(笠置寺の)別当之を勤める也。

一第八十代高倉院の安元年中、後白河大上法皇、忝けなくも叡信に依りて当寺に臨幸に成り、石像の聖容に礼し龍華の妙縁を結ばしめ給う。仍つて一乗不断の誦誦を御勅願と為して、之を始めて行わる。

一二季の法華人講再興の御願、春季は後白河法皇の御勅願なり。秋季は鎌倉右大将家の御願なり。

一長日仁王講は御堂関白家当寺御参詣の時、御願を為し、始めて行はる者也。

一不断の法華料 寄進する所、

散位源弘。

田島拾町老段佰捌拾歩、地利(土地からの収益)は笠置寺不断の法華供料として、末代相違無く、退転有るべからざるの由、寿永元年壬寅十月十八日庁御下文成り下さる者なり。

一第八十一代安徳天皇 寿永元年壬寅、侍従公貞慶御歳二十八才、南都菩提院より笠置寺へご隠居と云々。少納言入道信西の御孫にして御親父は貞憲郷、桜町中納言重憲のご舎弟なり。般若台院建立がご本願なり。後鳥羽院の勅宣にて解脱上人貞慶とす。当寺にて上人号を勅任と為したるに依りて、則ち笠置上人と申すなり。

般若台院六角堂をご造立、御年四十才。建久五年甲寅八月三日辛卯の上棟なり。彼の堂供養の前日に伊勢太神宮ご参詣の処、親しく内宮の神前に於いて、忝けなくも御神の御姿をご感得すと云々。則ち六角堂内陣に御厨子を御奉納なり。

中尊は釈迦牟尼如来。春日大明神の御本地なり。彼の御厨子六面に大般若経各百卷宛、紺紙金泥。十二本の扉に四聖八天の図之を絵く。

南向正面扉 四梵天王 東天帝釈

坤(南西)扉 増長天 阿難尊者

乾(北西)扉 法涌菩薩 広目天

北後門扉 西沙佉羅龍王 東閻魔王

艮(北東)扉 多聞天 玄奘三蔵

巽(東南)扉 常帝菩薩 持国天

神道の秘密と為すに依りて彼の御厨子には勅符を付けらる。然る間、輒開帳之れ無し。内陣の出入には絹綿を絶ち、紙の覆面、紙の轆(たび)にて無言なり。

上人、彼の堂供養の御時、悪魔競い望むと雖も、神明(天照大神)のお託に依り早く之を覚らしめ給う間に、魔障(仏道修行を妨げる悪魔の障り)即時に退散し畢んぬ。則ちご供養を成就すと云々。

その後建久年中の比、上人角堂にてご行法の時、一人の俱生神(人の出生と共に生じて人の善悪を記す神)出現す。貞慶「汝は是れ何者なるや」、俱生神答えて云わく、「閻魔宮より経衆招請の御使なり」と。その時、既に六角堂正面右辺の庭上の地破れて閻魔宮に入り給う。ご結願の後、御母儀の幽魂とご対面、色々御物語る共、霊相数多しと雖も別記に之を注するの間、之を具に記する能わず。

建久七年丙辰当寺興行の大願を発し、子細を勸進帳に載せ、助成を諸檀那(施主)に請う。時に八条院ご随喜の余り、伊勢国蘇原の御厨地頭職を当寺に附けらるるもの也。

一第八十二代後鳥羽院勅宣

寺領四至の内、山水の間にて漁獵の事、永く停止すべきの由、院の庁御下文成り下され畢ぬ。

四至 東限 野野目河 西限 小倉河中仏石

南限 阿多恵谷 北限 勝示(境界札) 河原

一 第八十三代土御門院勅宣

当庄一円、寺の進退（自由に支配すること）、守護不入の旨、院の庁御下文成り下され畢ぬ。

一 解脱上人 元久元年甲子十一月十七日 当寺本堂に於いて龍華会を御始め行う。彼の願文 笠置寺龍華会願文（内容別史料）

一 第八十四代順徳院、建保三年乙亥九月四日、去んぬる鳥羽禪定法皇の勅定

庁下文の面に任せ、四隣の郷民等当寺の領内に於いては、畋獵（かり）鮫捕（ぎよろう）を企つべからざるの旨院庁御下文成下さるべき者也。

爾より以降、近隣の四従等則ち殺生止め畢んぬ。

一 第九十八代後醍醐天皇 当寺臨幸の事 省略

天文七年戊戌卯月廿二日

書字

〔丁数古紙四十丁有之〕